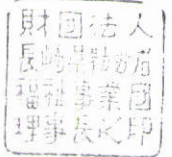


21長勤事第 21 号
平成22年2月18日

関 係 各 位

(財)長崎県勤労者福祉事業団理事長
(長崎県産業労働部長)



『労働関連セミナー』の開催について（ご案内）

梅月の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本県の労働行政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、このたび当事業団では、中小企業の労使関係の安定や労働環境の向上、男女雇用機会均等の推進を目的として、労務管理者などを対象に『労働関連セミナー』を下記のとおり開催いたします。

つきましては、セミナー開催について広くお知らせいただきますとともに、職員のご出席につきましてご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成22年3月24日（水）13:30～16:30

2. 会 場 ホテルセントヒル長崎 3F 紫陽花の間
長崎市筑後町4-10（TEL 095-822-2251）

3. 内 容

講演Ⅰ 「実務で役立つ労務管理のポイント」
講 師：市川 俊司氏（福岡県弁護士会所属）

講演Ⅱ 「企業に求められる両立支援対策について」
講 師：長崎労働局雇用均等室 地方機会均等指導官 石田 裕子氏

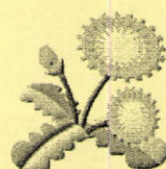
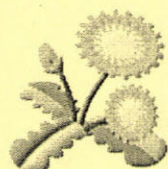
(財)長崎県勤労者福祉事業団事務局
(長崎県産業労働部雇用労政課内)

担当：^{すやま}陶山

TEL：095-895-2714

FAX：095-895-2582

労働関連セミナーの お知らせ



「実務に役立つ労務管理のポイント」と
「企業に求められる両立支援対策」

改正労働基準法が本年4月1日より施行されますが、各事業所の皆さま、改正に向けての対応準備はお済みでしょうか？

このセミナーでは、弁護士の市川俊司氏をお招きし、法改正の要である「労働時間」を中心に、実務上の視点から労務管理上のポイントをご説明いただきます。

また、長崎労働局雇用均等室 地方機会均等指導官の石田裕子氏より、仕事と家庭の両立のために企業に求められる対策のほか、「改正育児介護休業法」や「男女の雇用均等」などについて、ご説明いただきます。

参加費は無料です。たくさんの皆様のご参加をお待ちしています！！

日 時 平成21年3月24日(水) 午後1時30分～午後4時30分
会 場 セントヒル長崎 3F 紫陽花の間
(長崎市筑後町4-10 Tel 095-822-2251)
対 象 事業主、企業の人事・労務担当者、関心をお持ちの方
主 催 (財)長崎県勤労者福祉事業団
後 援 長崎県中小企業労務改善集団協会

【内 容】

講演Ⅰ 「実務で役立つ労務管理のポイント」
弁護士 市川 俊司 氏(福岡県弁護士会所属)

講演Ⅱ 「企業に求められる両立支援対策について」
長崎労働局雇用均等室
地方機会均等指導官 石田 裕子 氏

※ 裏面の参加申込書により、3月8日(月)までにFAXでお申し込み下さい。

・お申し込み、お問い合わせ先

(財)長崎県勤労者福祉事業団事務局(長崎県雇用労政課内)

FAX: 095-895-2582 TEL: 095-895-2714

「労働関連セミナー」参加申込書

事業所名 または 団体名		
住 所	Tel: ()	
参加者名	所属・役職	氏名

＜申込先＞(財)長崎県勤労者福祉事業団事務局（長崎県雇用労政課内）

FAX: 095-895-2582